

平成 23 年度 介護職員等によるたんの吸引等の研修事業(不特定多数の者対象)の実施について

1. 研修スケジュール

資料 2 - 2 参照

2. 指導者講習

- 指導者講習の実施については、各都道府県知事に対して受講者推薦を依頼したところ。
- 指導者講習は 10 月に、東京都（東日本ブロック対象）及び大阪府（西日本ブロック対象）において実施予定である。
- 指導者候補の研修派遣に係る経費について、旅費（宿泊費を含む）は介護保険事業費補助金の対象経費である。

3. 都道府県が実施する研修（基本研修・実地研修）

- 介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に当たっては、「特定行為」を適切に行うために必要な知識・技能の修得を終えている者（修得中であって、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。）について都道府県知事は喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識技能を有する旨を認定し、「認定特定行為業務従事者認定証」を交付することができることとされており、本研修を修了した者についてもこの経過措置の対象となる。（改正法附則第 14 条第 1 項）。
- 実施要綱（案）は資料 2 - 3 のとおり。成案を得次第、通知することとしている。適宜、Q & A を発出する予定である。
- 研修で使用するテキスト（介護職員によるたんの吸引等の研修テキストⅠ、Ⅱ、Ⅲ）（資料 2 - 4）を本日配布しており、研修においては、必要部数を印刷の上、受講者に配布し研修を実施いただきたい。（当該経費は補助金の対象となる）
- 都道府県で実施する研修のうち、不特定多数の者を対象にした研修に係る経費については、介護保険事業費補助金で国庫補助（補助率 1/2）することとしているので、出来る限り当該補助金を活用し、本年度の当該事業を実施いただきたい。
- 対象経費は、一般的に研修に必要なものを認めることとする。今後発出する交付要綱を確認し、申請をお願いする。申請額の上限は設定しないが、全国の申請額に応じて調整する場合もある。
- 申請の際には、介護保険事業費補助金（老健局高齢者支援課所管）と障害程度区分認定等事業費補助金（社会・援護局障害福祉部障害福祉課所管）の切り分けに留意いただきたい。相違点は以下のとおり。

- ・ 介護保険事業費補助金は、不特定多数の者に対してたんの吸引等を行う介護職員等向けの研修の実施に必要な経費に対する補助。
- ・ 障害程度区分認定等事業費補助金は、特定の者に対してたんの吸引等を行う介護職員等向けの研修の実施に必要な経費に対する補助。